

朝日町告示第9号

朝日町空き家情報バンク設置要綱の全部改正について

朝日町空き家情報バンク設置要綱（平成27年朝日町告示第55号）の全部を改正する。

令和2年1月31日

朝日町長 笹原靖直

朝日町空き家・空き地情報バンク設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、朝日町における空き家及び空き地の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家・空き地情報バンク（以下「バンク」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 町内に存在する現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。
- （2） 空き地 町内に存在する宅地で、現に使用していない更地をいう。
- （3） 所有者等 空き家又は空き地（以下「物件」という。）に係る所有権その他の権利により当該物件の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （4） 利用希望者 町内での定住等を目的として、バンクの利用を希望する者をいう。
- （5） バンク 物件の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報

を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、利用希望者に対して提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、バンク以外による物件の取引を妨げるものではない。

(物件の登録申込み等)

第4条 バンクに物件の情報を登録しようとする所有者等は、朝日町空き家・空き地情報バンク物件登録申込書(様式第1号)に朝日町空き家・空き地情報バンク物件情報カード(様式第2号又は様式第2号の2)を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等を確認し、適当であると認めたときは空き家情報登録台帳又は空き地情報登録台帳(以下「物件台帳」という。)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、当該申込みを行った者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない物件で、バンクに登録することが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(物件に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により登録の通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかにその変更内容を町長に申し出るものとする。

(物件の登録の取消し)

第6条 町長は、物件台帳に登録された物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件台帳から当該物件に関する登録を取り消すとともに、その旨を当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 当該物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 当該物件が登録された日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(3) 当該物件登録者から朝日町空き家・空き地情報バンク物件登録取消届出書(様式第3号)の提出があったとき。

(4) その他町長が適当でないとき。

(情報提供)

第7条 町長は、必要に応じて、登録情報の一部を公開するとともに、利用希望者に提供するものとする。

(バンク利用の要件)

第8条 利用希望者は、バンクの利用において、次の各号のいずれかに該当しているものとする。

(1) 空き家に定住又は空き地に住宅を建設して定住し、又は定期的に滞在して、朝日町の自然、歴史、文化等に対する理解を深め、地域活動に積極的に参加する等、地域住民と協調して生活できる者

(2) 空き家又は空き地を利用し、朝日町の地域の活性化に寄与することができる者

(3) その他町長が適当と認めた者

2 前項の規定に関わらず、利用希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているときは、バンクの利用ができないものとする。

(バンク利用の申込み及び通知)

第9条 利用希望者が登録物件について詳細な情報又は交渉の申込みを希望するときは、朝日町空き家・空き地情報バンク利用申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みのあったときは、その内容を当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、交渉の実施について遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用希望者との交渉等)

第10条 町長は、物件登録者と利用希望者との登録物件の利用に関する交渉及び

売買、賃貸借等の契約（以下「交渉等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 前項の交渉等に関する一切のトラブル等については、物件登録者と利用希望者で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第 1 1 条 物件登録者及び利用希望者は、バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1） 個人情報を他に漏えいし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

（2） 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（3） 個人情報は、交渉及び契約等の終了後速やかに廃棄又は消去、その他適正な措置を講じること。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。